

財務省告示第七十三号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十八年三月二十七日に発行した利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。  
 平成十八年四月七日

財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記号	利付国庫債券（五年）（第五十四回）
二	発行の根拠	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一條第一項
三	振替法の適用等	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四條第三項第四号に規定する郵便貯金資金による引受け
五	発行額	額面金額で四千四百四十五億円
六	払込金額	四千五百十二億四千六百十万円
七	最低額面金額	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
九	発行日	平成十八年三月二十七日
十	発行価格	額面金額百円につき百円十八銭
十一	利率	一年一パーセント

十二

の経過  
払込み  
利子

日本郵政公社総裁は、払込金額に  
加え、次の算式により算出し、  
た金額を第十八号に規定する期  
日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.1}{100} \times \frac{7}{365}}$$

十三

初期  
利子

平成十八年九月二十日を支払期  
とし、次の算式により算出した  
金額を支払う。ただし、支払期  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う。以下、  
次号及び第十五号において規定  
する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.1}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四

第二期  
以後の  
利子

毎年三月二十日及び九月二十日  
を支払期とし、各支払期におい  
て、その日以前六月間に属する  
利子を支払う。

十五

償還  
金限

平成二十三年三月二十日  
額面金額百円につき百円

十六

元利  
支

日本銀行

十七

払込  
期日

平成十八年三月二十七日

十八

払込  
期日